

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R5 予備費（被災地域鉄道路線代替輸送事業））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後（案）	改正前
<p>附 則（国総地第74号） （エリア一括協定運行事業に関する検討）</p>	<p>附 則（国総地第74号） （エリア一括協定運行事業に関する検討）</p>
<p>第3条 （略）</p>	<p>第3条 （略）</p>
<p><u>附 則</u>（国総地第118号）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第1条</u> この要綱の改正は、令和5年度予備費から施行する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（被災地域鉄道路線代替輸送事業）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第2条</u> 大臣は、令和5年度予備費に限り、第98条第3項に規定する鉄軌道事業者が、特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害（大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第九号に規定する災害をいう。以下「非常災害」という。）の影響により鉄軌道の運行が妨げられ、長期（おおむね1月以上）の運行休止が生じた鉄軌道路線に代わり、通学又は通勤等の移動手段を確保するため、一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者に代替輸送を委託する事業（以下「被災地域鉄道路線代替輸送事業」という。）を行う場合においては、この条から附則第12条までに定めるところにより、予算の</p>	

<p>範囲内において被災地域鉄道路線代替輸送事業を行う者（以下この条から附則第12条までにおいて「補助対象事業者」という。）に補助金を交付することができるものとする。</p>	
<p>（補助対象期間） <u>第3条</u> 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象期間は、国庫補助金を受けようとする会計年度とする。</p>	(新設)
<p>（補助対象経費） <u>第4条</u> 被災地域鉄道路線代替輸送事業における補助対象経費は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入（鉄軌道事業で収受した定期旅客運賃収入のうち、補助対象事業の区間及び期間に相当する額を含む。以下同じ。）を差し引いた額とし、附則別表1に定めるところにより補助対象経費の額が算定されるものとする。</p>	(新設)
<p>（補助率） <u>第5条</u> 大臣は、予算の範囲内において、前条の補助対象経費の1/3（次の各号のいずれにも該当する補助対象事業者以外の者にあつては1/4）に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。 一 非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度末からさかのぼり3年間（以下「基準期間」という。）における各年度の鉄軌道事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。 二 基準期間における各年度の鉄軌道事業者が経営するすべての事業の損益計算において経常損失又は営業損失を生じていること。</p>	(新設)
<p>（補助金交付申請） <u>第6条</u> 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第</p>	(新設)

7-1による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までに大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の補助金交付申請書を提出するときは、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 前条各号に該当するかどうかを審査するために必要となる書類
- 二 鉄軌道路線の運行休止区間及び代替輸送の委託区間を示す地図
- 三 鉄軌道路線の運行休止期間及び代替輸送の委託期間を証明する書類
- 四 代替輸送の委託に要すると見込まれる経費を示す書類
- 五 補助対象事業によって生じると見込まれる収入を示す書類
- 六 その他大臣が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第7-2により、補助対象事業者に通知するものとする。

(新設)

2 大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

3 大臣は、第1項の審査の結果、補助対象事業が完了したものと認められるときは、同項の規定にかかわらず、交付決定及び額の確定を行い、様式第22-3により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第7-4による補助対象事業実績報告書を、補助対象事業が完了した翌年度の4月10日までに大臣に提出しなければならない。

(新設)

(補助金の額の確定)

第9条 大臣は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があつ

(新設)

<p>たときは、審査の上、額の確定を行い、様式第7-5により、補助対象事業者に通知するものとする。</p>	
<p>(補助金の請求)</p>	
<p><u>第10条</u> 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第7-6による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(準用規定)</p>	
<p><u>第11条</u> 第14条の規定は、被災地域鉄道路線代替輸送事業において準用する。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(経過措置)</p>	
<p><u>第12条</u> 令和5年度当初予算に係る補助対象事業の取扱いについては、なお従前の例による。</p>	<p>(新設)</p>
<p>2 附則第23条による補助を受けた被災地域鉄道路線代替輸送事業の完了後において、引き続き当該事業に係る鉄軌道の運行が休止していることに伴い、これに代わる通学又は通勤等の移動手段を確保するため運行する地域内フィーダー系統について、道路運送法第21条第1項第二号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う一般貸切旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されたときは、第15条第2項の規定にかかわらず、これらの者は、補助対象事業者とする。</p>	
<p><u>附則別表1</u> (令和6年2月21日改正附則第4条関連)</p> <p>被災地域鉄道路線代替輸送事業 (補助対象経費の算出方法)</p>	<p>(新設)</p>

補助対象経費の算出方法

1. 補助対象経費の額は、代替輸送の委託に要する経費から補助対象事業によって生じた収入を差し引いた額とする。
2. 代替輸送の委託に要する経費は、次式によって算出して得られた額とする。
代行バスの1日あたり委託費用 × 委託日数
3. 補助対象事業によって生じた収入は、次式によって算出して得られた額とする。
代行バスの区間・1日あたり収入相当額 × 委託日数
4. 代行バスの区間・1日あたり収入相当額は、次式によって算出して得られた額とする。
鉄道の区間・1人あたり収入額 × 代行バスの1日平均輸送人員
5. 鉄道の区間・1人あたり収入額は、次式によって算出して得られた額とする。
鉄道の年間運賃収入 ÷ 鉄道の年間輸送人員 × 鉄道の運行休止区間の割合

(注)

1. 「代行バスの1日あたり委託費用」が平日と土休日で異なる場合は、それぞれで計算すること。
2. 「代行バスの1日平均輸送人員」は、1ヶ月分の実績を日数で除したものとすること。
3. 「鉄道の年間運賃収入」及び「鉄道の年間輸送人員」は、非常災害を受けた日の属する事業年度の前事業年度の実績を用い、定期及び定期外のそれぞれで「鉄道の区間・1人あたり収入額」及び「代行バスの区間・1日あたり収入相当額」を計算すること。
4. 「鉄道の運行休止区間の割合」は、代行バスの委託区間に係る鉄道の運行休

止区間のキロ程を全キロ程で除したものとすること。

5. 収入及び費用は、消費税相当額を控除した額とすること。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R4 二次補正（危険なバス停対策事業・タクシーの利便性向上事業 修正））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（「<u>国総地第57号、国自旅第97号</u>」、「<u>国総地第121号、国自旅第339号</u>」）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（危険なバス停対策事業）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（補助対象期間の始期）</p> <p><u>第2条の2</u> 危険なバス停対策事業における補助対象期間の始期は、令和4年12月2日とする。</p> <p>第3条～第19条 （略）</p> <p>（タクシーの利便性向上事業）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>（補助対象期間の始期）</p>	<p>附 則（「国総地第57号、国自旅第97号」）</p> <p>第1条 （略）</p> <p>（危険なバス停対策事業）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3条～第19条 （略）</p> <p>（タクシーの利便性向上事業）</p> <p>第20条 （略）</p>

<p><u>第20条の2</u> タクシーの利便性向上事業における補助対象期間の始期は、令和4年12月2日とする。</p> <p>(補助対象事業等) 第21条～第28条 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(補助対象事業等) 第21条～第28条 (略)</p>
--	--

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R5 一次補正（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（国総地第 1 1 8 号） （被災地域鉄道路線代替輸送事業）</p>	<p>附 則（国総地第 1 1 8 号） （被災地域鉄道路線代替輸送事業）</p>
<p>第 1 2 条（略）</p>	<p>第 1 2 条（略）</p>
<p><u>附 則</u>（国総地第 1 3 1 号、国自旅第 3 4 9 号）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第 1 条</u> この要綱の改正は、令和 5 年度第一次補正予算から施行する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第 2 条</u> 国土交通大臣は、令和 5 年度第一次補正予算に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を（以下「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」という。）行う者（以下この条から附則第 3 条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（準用規定）</p>	<p>（新設）</p>
<p><u>第 3 条</u> 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け国総地第 7 5 号他）附則第 3 条から第 2 1 条までの規定は、前</p>	<p>（新設）</p>

条のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業を行う場合において準用する。	
---	--

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正（R5 一次補正②（共創・MaaS 実証プロジェクト））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>附 則（国総地第131号、国自旅第349号） （タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p> <p>第3条（略）</p> <p><u>附 則</u>（国総地第133号）</p> <p><u>第1条</u> この要綱の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（共創・MaaS 実証プロジェクト）</p> <p><u>第2条</u> 大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携して地域交通の維持・活性化を図る事業（以下「共創・MaaS 実証プロジェクト」という。）を行う者に対し、この条から附則第5条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（定義）</p> <p><u>第3条</u> 「共創・MaaS 実証プロジェクト」とは、次に掲げる事業をいう。</p>	<p>附 則（国総地第131号、国自旅第349号） （タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

- 一 官民・交通事業者間・他分野など複数の主体の「共創」（連携・協働）による取組みや「共創」を支える仕組みの構築を支援する事業（以下「共創モデル実証運行事業」という。）
- 二 地域交通を軸とした「共創」の取組みの促進・普及に向け、モビリティ人材の育成に関する仕組みの構築・運営を支援する事業（以下「モビリティ人材育成事業」という。）

（補助対象事業等）

第4条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第5条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

（新設）

2 共創・MaaS 実証プロジェクトによる地域交通形成支援事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

（準用規定）

第5条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和5年3月28日付国総地第120号）第4条から第20条までの規定は、第2条の共創・MaaS 実証プロジェクトを行う場合において準用する。

（新設）

附則別表1（令和6年3月18日附則第3条第2項、第4条関連）

（新設）

補助対象経費の区分		補助率
（1）共創モデル実証運行事業（間接補助）	イ 事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等	2/3（ただし、人口10万人未満の自治体については、当該補助
	ロ 地域における交通の維持・活	

	<p>性化を図る事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費</p> <p>ハ 実証事業に要する経費</p>	<p>対象経費が500万円以下の部分については定額、東京23区及び三大都市圏の政令指定都市については、1/2)</p> <p>(上限：1億円)</p>
(2) モビリティ人材育成事業 (間接補助)	イ モビリティ人材育成に関する取組実施経費	<p>定額</p> <p>(上限：3千万円)</p>
(3) 共創・MaaS実証プロジェクト (直接補助)	<p>事 務 経 費</p> <p>イ 労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業の目的を遂行するために特に必要であると大臣が認める経費 (公租公課等)</p>	<p>定額</p> <p>(上限：48千万円)</p>
	<p>ロ 補助金の執行事務、進捗状況のフォローアップ、地域公共交通に係る取組の調査、周知及びPRに要する経費</p>	

1. 具体的な支援内容等の詳細は、別途公募要領に定める。
2. (3) の事務経費は、所要額の積み上げによるものとする。

- | | |
|--|--|
| <p>3. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>4. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第16—11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> | |
|--|--|

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について（R5 一次補正③（危険なバス停対策事業））

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後（案）	改正前
<p>附 則（国総地第133号） （共創・MaaS実証プロジェクト）</p> <p>第5条 （略）</p> <p><u>附 則</u>（国総地第138号、国自旅第356号）</p> <p><u>第1条</u> この要綱の改正は令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p>（危険なバス停対策事業）</p> <p><u>第2条</u> 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、令和5年度第一次補正予算に限り、全国における交通安全上問題のあるバス停について安全対策を行う取組（以下「危険なバス停対策事業」という。）を支援するため、この条から附則第20条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第20条までにおいて、「補助対象事業者」という。）に対し補助金を交付する。</p> <p>（補助対象期間の始期）</p>	<p>附 則（国総地第133号） （共創・MaaS実証プロジェクト）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

<p><u>第3条</u> 危険なバス停対策事業における補助対象期間の始期は、令和5年11月29日とする。</p>	(新設)
<p>(補助対象事業等)</p>	
<p><u>第4条</u> 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この条から附則第20条までにおいて「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。</p>	(新設)
<p>2 危険なバス停対策事業における補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1のとおりとする。</p>	
<p>(補助金の額)</p>	
<p><u>第5条</u> 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。</p>	(新設)
<p>(補助金交付申請)</p>	
<p><u>第6条</u> 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第17-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。</p>	(新設)
<p>(交付の決定及び通知)</p>	
<p><u>第7条</u> 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第17-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</p>	(新設)
<p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p>	

<p>(申請の取下げ)</p> <p><u>第8条</u> 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(交付決定の変更等の申請)</p> <p><u>第9条</u> 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第17-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(交付決定の変更及び通知)</p> <p><u>第10条</u> 大臣は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第17-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(状況報告)</p> <p><u>第11条</u> 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第17-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、附則第7条第1項又は附則第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。</p> <p>3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければな</p>	<p>(新設)</p>

らない。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第17-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度4月30日までに様式第17-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(新設)

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前項第1項本文の規定による完了実績報告書を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第17-8により補助対象事業者に通知するものとする。

(新設)

(補助金の請求)

第14条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第17-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(新設)

(事業の中止等)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けな

(新設)

<p>ければならない。</p> <p>(補助金の整理)</p> <p><u>第16条</u> 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならぬ。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(取得財産等の整理)</p> <p><u>第17条</u> 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならぬ。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(帳簿等の保存)</p> <p><u>第18条</u> 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならぬ。</p> <p>一 取得財産等の得喪に関する書類</p> <p>二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類</p> <p>2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(取得財産等の管理等)</p> <p><u>第19条</u> 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従</p>	<p>(新設)</p>

って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第17-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者が利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

附則別表1 (令和6年3月21日附則第4条第2項、第5条関連)

危険なバス停対策事業 (補助対象事業者等)

補助率	補助率	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの構成員を含む団体、その他大臣が認める者	交通安全上問題のあるバス停留所(※)の安全対策に要する費用	1/2

(新設)

(新設)

(注)

※路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の安全性確保対策について（令和元年12月13日付け国自旅第210号）により抽出されたバス停留所

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費にかかる消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費にかかる消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めた補助対象経費とした場合は、様式第17-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部改正について
(R5 一次補正④ (交通DX・GXによる経営改善支援事業等、自動運転社会実装推進事業))

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則（国総地第138号、国自旅第356号） （危険なバス停対策事業）</p> <p>第20条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u>（国総地第141号、国鉄事第803号、国自旅第362号、国自技環第207号、国海内第178号、国空事第1134号）</p> <p><u>第1条</u> この要綱の改正は、令和5年度第一次補正予算から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（交通DX・GXによる経営改善支援事業等）</p> <p><u>第2条</u> 大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、附則別表1及び附則別表2、附則別表3に掲げる地域公共交通事業者が交通DX・GXによる地域交通の経営改善支援事業等（以下「交通DX・GXによる経営改善支援事業等」という。）を行う場合においては、この条から附則第22条までに定めるところにより、予算の範囲内において当該事業を行う者（以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し</p>	<p style="text-align: center;">附 則（国総地第138号、国自旅第356号） （危険なバス停対策事業）</p> <p>第20条（略）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p> <p style="text-align: center;">（新規）</p>

<p>補助金を交付する。</p> <p>(補助対象期間の始期)</p> <p><u>第3条</u> 交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち、附則別表2に掲げる旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費(人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等)に対する支援における補助対象期間の始期は、令和5年11月29日とする。</p> <p>(交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画)</p> <p><u>第4条</u> 補助対象事業者は、交通DX・GX等による経営改善支援事業を行うおとすときは、次に掲げる事項(自動車分野の人材確保に関する取組にあつては第一号を除く。)について、別に定めるところにより交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画の概要を、あらかじめ大臣に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化の取組 二 事業の経営改善に資する新たな取組 三 地方公共団体との連携に関する取組 四 その他公共交通の事業の持続性の確保に向けた収支の改善を図る取組 五 前各号の取組に見込まれる経費 <p>(補助対象事業等)</p> <p><u>第5条</u> 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この条から附則第22条までにおいて「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
--	-------------------------------------

し補助金を交付する。

2 交通DX・GXによる経営改善支援事業等（自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組、Maasの実装に向けた基盤整備事業を除く。）における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表1に定めるものとする。

3 自動車分野のデジタル化・システム化・グリーン化等に関する取組及び人材確保に関する取組における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表2に定めるものとする

4 Maasの実装に向けた基盤整備事業における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、附則別表3に定めるものとする。

（補助金の額）

第6条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に附則別表1又は附則別表2、附則別表3に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

（新規）

（補助金交付申請）

第7条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第14-1による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

（新規）

2 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別表1及び附則別表2に定める事業を行う場合は、交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画を補助金交付申請書に添付するものとする。

3 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときであって附則別

表1に定める実証運行を行う場合は、次の各号に掲げる書類を補助金交付申請書に添付するものとする。

- 一 実証運行の計画として次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 実証運行の実施内容（期間、運行回数、輸送人員見込等）
 - ロ 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組のうち、実証運行に係る内容
 - ハ 実証運行により達成しようとする目標
 - ニ 実証運行の目標達成状況の把握方法
 - ホ 実証運行に要する経費見込
 - ヘ 実証運行による収入見込
- 二 直近の財務関係書類（貸借対照表及び損益計算書）
- 三 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合にはその内容及び額を証明する書類

（交付の決定及び通知）

第8条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第14-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第14-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

（新規）

（新規）

<p><u>第10条</u> 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第14-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。</p> <p>2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p> <p>(申請の取下げ)</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>第11条</u> 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(状況報告)</p> <p><u>第12条</u> 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第14-5による状況報告書を大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。ただし、第8条第1項又は第10条第1項の通知が当該事業年度の3月10日以降に行われた場合は、大臣が別に指定する日までとする。</p> <p>3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第2四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>(実績報告)</p> <p><u>第13条</u> 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第14-6による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。た</p>	<p>(新規)</p>

だし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度の4月30日までに様式第14-7による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の完了実績報告書又は終了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を添付するものとする。

- 一 実証運行の実績（期間、運行回数、輸送人員等）
- 二 交通DX・GX等による地域公共交通経営改善計画に基づく新たな取組に係る実証運行による効果
- 三 実証運行の目標達成状況（目標を達成することができなかった場合の要因分析も含む。）
- 四 実証運行に要した経費
- 五 実証運行による収入

（補助金の額の確定等）

第14条 大臣は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第14-8により補助対象事業者に通知するものとする。

（新規）

（間接補助対象事業の実施に係る規程の承認等）

第15条 附則別表2により補助を実施する場合、補助対象事業者は、間接補助対象事業の開始前に、間接補助対象事業の実施に係る交付手続き等について、本交付要綱に準ずる規程を定め、大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（新規）

2 補助対象事業者が、前項に定める交付規程に違反した間接補助事業の実施に係る手続き等を行った場合は、前条に定める交付決定の取消しを行うとともに補助金の返納を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第14-9による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。なお、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

(新規)

(事業の中止等)

第17条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(新規)

(補助金の整理)

第18条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(新規)

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第19条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産

(新規)

<p>等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。</p> <p>(帳簿等の保存)</p> <p><u>第20条</u> 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。</p> <p>一 取得財産等の得喪に関する書類</p> <p>二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類</p> <p>2 前項で規定する期間は、処分制限期間告示に定める期間とする。</p> <p>(取得財産等の管理等)</p> <p><u>第21条</u> 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。</p> <p>(取得財産等の処分の制限)</p> <p><u>第22条</u> 補助対象事業者は、取得財産等について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。</p> <p>2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第14-10による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全</p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
--	-------------------------------------

部又は一部を国に納付させることとする。

(自動運転社会実装推進事業)

第23条 国土交通大臣は、令和5年度第一次補正予算に限り、交通DX・GXによる経営改善支援事業等のうち自動運転による地域公共交通実証調査事業（以下「自動運転社会実装推進事業」という。）を行う者（以下この条から附則第24条までにおいて「補助対象事業者」という。）に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(準用規定)

第24条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則（令和4年2月15日付国総地第61号他）第3条から第21条までの規定は、前条の自動運転社会実装推進事業を行う場合において準用する。

附則別表1（令和6年3月21日改正附則第2条、第5条第2項、第6条、第7条第2項及び第7条第3項関連）

(新規)

(新規)

(新規)

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（地方公共団体（第三種鉄道事業者及び軌道整備事業者を除く。）、日本国	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（遠隔管理システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費	1/2（当該補助対象経費が100万円以下の部分については定

	会社及び同法第8条第2項に定める貨物会社、大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者並びに鋼索鉄道のみを営業者を除く。)	「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	額) 1/2	
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体（「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。）並びにこれらの者に車両を貸与する者	「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2	

	一般貸切旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体（「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。）並びにこれらの者に車両を貸与する者	「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1 / 2	
	一般乗用旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体（「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用は除く。）並びにこれらの者に車両を貸与する者	「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1 / 2	
海事	第26条第2項に定める離島航路事業及び同条第3項において離島航路事業とみなすこと	公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（ダイヤ最適化システム等）並びにデジタル化・システム化・グリーン	1 / 2（当該補助対象経費が100万	

	とされている事業を営む者	化のための技術研修及び調査等 (人件費は除く)に要する経費	円以下の部分については定額)
		「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2
航空	本邦航空運送事業者 (特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)	地域公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用 (販売連携システム等)並びにデジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等 (人件費は除く)に要する経費	1/2(当該補助対象経費が100万円以下の部分については定額)
		「交通DX・GXによる地域公共交通経営改善計画」に基づく新たな取組の実証運行に要する費用	1/2

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。

2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消

費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

附則別表 2（令和 6 年 3 月 2 1 日改正附則第 2 条、第 5 条第 3 項、第 6 条、第 7 条第 2 項及び第 1 5 条関連）

（新規）

補助金の名称	補助事業		補助率
	補助対象 経費の区分	内容	
旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経営改善支援事業等（間接補助）	交通DX・GXによる経営改善支援事業費等	旅客自動車運送事業者及び道路運送法第78条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「自家用有償旅客運送者」という。）並びにこれらの者を構成員に含む団体並びにこれらの者に車両を貸与する者が行う交通DX・GXによる経営改善に要する経費（公共交通のデジタル化・システム化・グリーン化に要する費用（運行管理システム、配車アプリ等）、デジタル化・システム化・グリーン化のための技術研修及び調査等（人件費は除く）に要する経費）	1 / 2

		旅客自動車運送事業者及びこれらの者を構成員に含む団体による人材確保に要する経費（人材確保セミナー開催経費、広報業務に関する経費、二種免許取得に関する経費等）	1 / 2	
旅客自動車運送事業等に対する交通DX・GXによる経営改善支援事業等（直接補助）	人件費	補助事業に従事する者の作業時間に対する人件費	定額	
	調査費	補助事業を実施するために必要な調査に係る経費	定額	
	事務費	振込手数料、旅費、会議、謝金、備品費、借料及び損料、消耗品費、外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、委託費	定額	
<p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p>				
<p>附則別表3（令和●年●月●日改正附則第2条、第5条第4項、第6条及び第7</p>				（新規）

条第2項関連)

補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
<p>公共交通事業者（次に掲げる者をいう。）、地方公共団体又はこれらを構成員とする協議会</p> <p>イ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。）</p>	<p>地域の公共交通事業者におけるキャッシュレス決済の導入に要する経費</p>	<p>1/3（ただし、クラウド型キャッシュレス決済の導入に要する経費については1/2）</p>
<p>ロ 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道経営者（旅客の運送を行うものに限る。）</p> <p>ハ 道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びにこれらの者に車両を貸与する者</p>	<p>地域の公共交通事業者等における交通情報のデータ化のためのシステム整備に要する経費</p>	<p>1/2</p>
<p>ニ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦以外の地域の各港間に航</p>	<p>地域の公共交通事業者等における混雑情報（予測を含む。）を提供するシステム等の導入に要する</p>	<p>1/2</p>

路を定めて行うものを除く。)を 営む者及びこれらの者に 船舶 を貸与する者	経費	
---	----	--

1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
 2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
- また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第14-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。